

# 入院医療費の自己負担を 補てんする「入院医療費支援制度」が始まります。

## 現行の入院医療費の自己負担のしくみ

共済組合からの医療費給付はありますが、自己負担は残ります。



### 平成27年4月1日以降の共済組合からの医療費給付 [入院医療費200,000円の場合] (見直し内容)

給料月額	共済組合からの給付		自己負担
	療養の給付	一部負担金払戻金等	自己負担限度額 (基礎控除額)
42.4万円以上の方	140,000円	10,000円 (見直し前20,000円) <sup>※4</sup>	50,000円 (見直し前40,000円) <sup>※4</sup>
42.4万円未満の方		35,000円 (据え置き)	25,000円 (据え置き)

入院医療費支援制度はこの部分を補う制度です

- ※1 病気やケガをしたときは、一定の自己負担で診療を受けることができます。このことを「療養の給付(被扶養者は家族療養費)」といいます。
- ※2 組合員本人が、ひと月に同一の医療機関等に対して支払った医療費の自己負担額のうち、基礎控除額を上回った部分を払い戻す制度のことを、一部負担金払戻金(被扶養者の場合は家族療養費附加金)といいます。
- ※3 自己負担の限度額となります。
- ※4 平成27年3月31日以前上記取扱い内容については、今後変更となる可能性があります。

附加給付は共済組合が独自に行うものですが、短期給付のきびしい財政状況等をふまえ見直しが行われています。

次の附加給付が平成25年4月1日から廃止となっています。

- ◆入院附加金 ◆災害見舞金附加金 ◆結婚手当金

具体的なコース、掛金は裏面をご一読ください。➔

# 「入院医療費支援制度」に

## 加入した場合

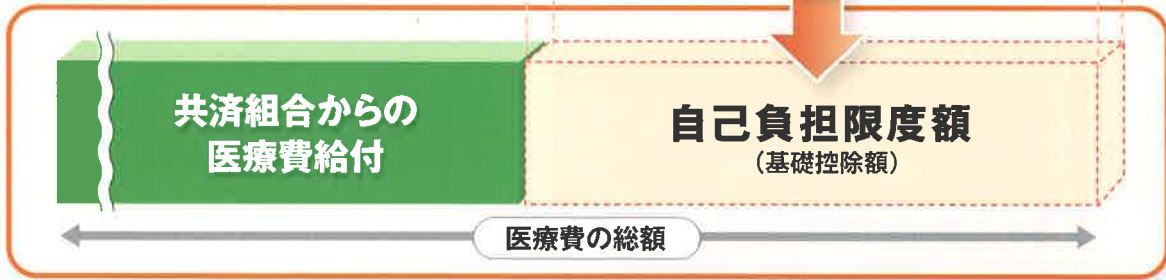
### 入院附加金相当額の給付

見舞金	1日あたり	<b>1,000円</b>
入院初期費用保険金	1回の入院につき	<b>30,000円</b>

### 自己負担限度額相当額の給付

入院支援保険金	
1月あたり	1月あたり
<b>50,000円</b>	または <b>25,000円</b>
(加入コースは選択できます)	

これだけで入院時の医療費が確保でき治療に専念できます。



### 給付例

### 2.5万円コースに加入した場合

	見舞金 <sup>※1</sup>	入院初期費用保険金 <sup>※2</sup>	入院支援保険金 <sup>※3</sup>	合計
1日入院した場合	1,000円	30,000円	25,000円 (25,000円×1月)	<b>56,000円</b> が支払われます
31日入院した場合	31,000円		50,000円 (25,000円×2月)	<b>111,000円</b> が支払われます

※1 見舞金(疾病入院給付金、災害入院給付金)[生命保険]…入院日数に応じて基準給付金額の給付を行います。

※2 入院初期費用保険金[損害保険]…入院日数に関わらず1回の入院に対して給付を行います。

※3 入院支援保険金[損害保険]…入院月数に応じた給付を行います。(入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数は切り上げて1月とします。)

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

(例)

入院日数 1日→入院月数 1月

入院日数 30日→入院月数 1月

入院日数 31日→入院月数 2月

### 例えば43歳の方は 月額掛金(概算) 806円(男女共通)

(うち損害保険部分680円、生命保険部分126円)

※掛金は毎年1回加入者の指定する金融機関の口座から12カ月分を一括して自動的に引き落とします。

### 月額掛金

当制度では口座振替によって掛金を徴収します。掛金は年1回、12カ月分を毎年2月22日に引き落とします。取扱金融機関はパンフレット裏表紙をご覧ください。

#### (本人・配偶者 共通)

(単位:円)

年齢区分	15歳	16~20歳	21~25歳	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~69歳
<b>2.5万円コース</b>	<b>356</b>	<b>406</b>	<b>649</b>	<b>806</b>	<b>771</b>	<b>745</b>	<b>806</b>	<b>1,009</b>	<b>1,276</b>	<b>1,670</b>	<b>2,256</b>	<b>3,287</b>
うち損害保険部分	310	360	580	710	670	630	680	840	1,050	1,350	1,770	2,550
うち生命保険部分	46	46	69	96	101	115	126	169	226	320	486	737
<b>5.0万円コース</b>	<b>516</b>	<b>596</b>	<b>959</b>	<b>1,176</b>	<b>1,131</b>	<b>1,085</b>	<b>1,196</b>	<b>1,499</b>	<b>1,876</b>	<b>2,440</b>	<b>3,296</b>	<b>4,807</b>
うち損害保険部分	470	550	890	1,080	1,030	970	1,070	1,330	1,650	2,120	2,810	4,070
うち生命保険部分	46	46	69	96	101	115	126	169	226	320	486	737

#### (子ども)

(単位:円)

年齢区分	0~15歳	16~20歳	21~25歳
<b>2.5万円コース</b>	<b>361</b>	<b>411</b>	<b>631</b>
うち損害保険部分	310	360	580
うち生命保険部分	51	51	51
<b>5.0万円コース</b>	<b>521</b>	<b>601</b>	<b>941</b>
うち損害保険部分	470	550	890
うち生命保険部分	51	51	51

【共通】年齢は保険年齢です。保険年齢とは、満年齢と異なり、例えば効力発効日(契約応当日)時点の40歳の保険年齢は39歳6カ月を超え40歳6カ月までとなります。

(例) 保険年齢40歳→平成27年3月1日現在39歳6カ月を超え40歳6カ月まで

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

【損害保険部分について】 記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

【生命保険部分について】 記載の掛金は加入者が10,000名以上100,000名未満の場合の掛金です。実際の加入者数に応じて掛金は変動する場合があります。その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

制度内容等詳細については、パンフレットをご覧ください。

・2.5万円および5.0万円コースは見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金をセットしたものです。

・見舞金と入院初期費用保険金と入院支援保険金ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

・それぞれの保障内容、掛金等の詳細はパンフレットをご参照ください。